

## 平成 30 年度第 4 回広島市社会福祉審議会全体会議資料に係る文書提出意見

## 1 川口委員

- 第 1 編—第 4 章—第 4 の「地域における包括的な支援体制づくり」(P. 10) の記述のうち、「地域住民等による努力だけでは十分な解決が図れない状況もあることを真摯に受け止め、行政や専門機関など多機関の協働の下で解決を図る体制を整備する」(P. 11) という記述の部分に対して、他都市のまちづくり条例で示されているように、本来、協働は行政と市民の間でなされるべきであるという前提を、まず大切にしてほしいと思います。
- 「行政や専門機関など多機関の協働」とは書いてありますが、実際には専門機関はほとんどの場合、行政から補助金や給付費をもらい、その定められた事業目的・内容にそって仕事をしている（そのように仕事をするのが課せられている）のが実情であり、かつ広島市では行政と専門機関の関係が行政優位になっている現状の中、果たして協働という考えが成り立つのでしょうか。
- 今後、高齢社会が加速し、人口減少、経済力の衰退が予測される中、行政（広島市）は住民活動をバックアップするという立場でいいのでしょうか。まず行政は、市民と対等な立場でこれからの地域・福祉を共に創っていく姿勢であるべきではないのでしょうか。
- 地域共生社会を実現する上でのスタートラインは、正にこれからの社会は、行政と市民が同じスタートラインに立って、対等な立場で協働してつくりあげていくというのが基本だと考えています。そして、それを実現するために、正にこの地域福祉計画づくりをしているのではないかと考えています。
- 現在、市区町村が制定しているまちづくり条例（自治基本条例）は、全国で 373 を数えます。その条例の中で、いくつかの市区町村は「協働」について行政の姿勢も明示しています。しかし、残念ながら、現状ではこうした姿勢が広島市からはほとんど見られません。さらに、今回の計画を見ても、行政は、協働するのは行政の息が強くかかった専門機関が中心で、市民との協働はどこにも示されていません。地域（住民）に頑張れと言うならば、まずもって、行政が対等な立場で市民と接し、その意見を聞き、市政を運営していく、また専門機関ともその現場の声に謙虚に耳を傾け、社会課題、施策の不十分な点を認識し、より地域が豊かになるにはどうすべきかを共に考えていく、そういう本来の協働の意味や姿勢、その価値を根底に置いた計画にさせていただきたいと思います。前地域福祉計画の策定委員会の中でも、

行政の意識転換については何度か議論に上ったことを記憶しています。

- 広島市がこれからも強い行政リーダーシップを維持したまま未来に向かっていくのであれば、現計画でも構わないと思います。しかし、それが難しくなっていくことがだんだん見えてきたから、この計画が作られていくのだと私は考えています。国が、地域福祉計画を最上位計画に位置付けたのも、その所以、つまり「みんなで共に協力し合って、役割を担い合って未来を作っていこう」ということではないかと私は解釈しています。
- そのように考えれば、第1編―第7章の「基本理念」(P. 11)、「市民の誰もが住み慣れた地域で、それぞれに役割を持ち、お互いに支え合い、心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現」を「市民の誰もが住み慣れた地域で、それぞれに役割を持ち、お互いに支え合い、心豊かに暮らし続けることができる行政と共に創る(あるいは行政と一体となった)地域共生社会の実現」とした方が良いかと思えます。もちろん、市民には行政も含まれるという考えもあるかもしれませんが、そうであるならば、本論の中に、行政の協働姿勢をしっかりと書き加えていただきたいと思えます。
- さらに、第2編―第4章の「民間との連携・協働による地域福祉の推進」(P. 20)についても、分かりにくい「民間」という言葉を省いて、「連携・協働による地域福祉の推進」とし、その第1に「市民との協働」を加えるべきだと思います。これについては、堀田委員、山田(知子)委員からも出た意見だと思います。このため、他の委員との調整が必要かと思えますが、まちづくり条例が示すように市民団体、市民活動団体、住民団体を含めた総称として市民とした方が私は分かりやすいと思えます。
- また、「重層的な圏域のイメージ図」(P. 6)と「地域の包括的な支援体制『目標像』」(P. 23)の図に、「NPO等市民活動団体」という言葉が入った方が良いでしょう。ただ、どちらの図も地域から始まる圏域の考え方で示されたものなので、表現の工夫は必要かと思えます。例えば、本来ならば圏域に関係なく活動を展開すべき民間企業が、町内会・自治会の圏域のところに「民間企業(郵便局等)」と示されているのには、やはり違和感を感じてしまいます。ここは重層的に捉え、「圏域」としての考え方の図の上又は下にレイヤーを重ねる形で「民間企業」「NPO等市民活動団体」と入れたらどうかと思えます。おそらく行政(広島市)もこのレイヤーに入ると思えます。協働が言われ始めた頃、行政、企業、市民活動団体をトライアングルにして、その中心に市民がいる(つまりこの圏域の考え方)とい

う図がよく出回っていましたが、そういう描き方も一つの方法かと思います。圏域に関係なく活動するセクターの描き方について御検討いただければと思います。

- 計画案を読んで、「行政は市民をバックアップ」ではなく「行政も市民と共に」という印象をどれだけ市民が感じられるかが今回の大きなポイントだと思います。
- 「重層的な圏域のイメージ図」(P.6)の右下に「障害発達支援センター」とありますが、こうした名称の施設はありません。恐らく、こども療育センター、児童発達支援センター、発達障害者支援センターを示すものだと思いますが、整理していただければと思います。
- 第2編-第3章-第3-4の(3)(P.20)の記載について、「こども療育センターや医療機関との連携・強化を図るとともに、地域において発達支援の中核的役割を担う児童発達支援センター及び児童発達支援事業所などの専門機関相互の連携やこれらの機関と保育園、幼稚園、学校等との連携を深めるなど、相談支援体制の充実を図ります。」とありますが、こども療育センターとその他の機関の連携ができていないことが現広島市の一番大きな問題であることや、「相談支援」という言葉は「相談」と「支援」という二つを示すのではなく、現在は「相談支援」という相談活動を示す一つの言葉として使われることが多いことへの配慮が必要であることを指摘しておきます。そこで、「こども療育センター、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所などの専門機関相互の連携やこれらの機関と保育園、幼稚園、学校等との連携を深めるなど、相談及び支援体制の充実を図ります。さらに、これら専門機関と医療機関の連携の強化も図っていきます。」とした方が適切だと思います。
- 第2編-第5章-第3の1(P.21)について、「高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、日常生活での契約や財産管理を支援する成年後見制度の普及促進、後見等の業務を適正に」とありますが、2013年に日本が「障害者権利条約」を批准したことによって、その第3条で固有の尊厳、個人の自律及び人の自立の尊重がうたわれ、イギリスの意思決定支援法(MCA)の考え方に倣って、個人の意思確認をまずは大切にするという考え方が急速に広まりつつあります。つまり、それまでのように安易に「成年後見」へという考え方を見直し、まずは意思確認について徹底する社会づくりという流れが、今は主流になってきたのではないかと思います。そこで、「高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、本人の意思を最大限尊重した上で、必要に応じて、日常生活での契約や財産管理を支援する成年後見制度の活用を考え、その

業務を適正に」とした方が良いように思います。ただ、この考えは、日本のこれまでの考え方を大きく転換するものなので、なかなか受け入れが進まないのが現状のようです。必要であれば修正を加えられた方が良いかと思えます。

## 2 正原委員

- 第2編―第5章―第3の5 (P. 21) に記載の「子育ての負担が重いと考えられる家庭」について、別図3「地域の包括的な支援体制『支援の実践例』」の事例6 (P. 31) のように、「支援を要すると考えられる家庭」に表現を合わせることはどうでしょうか。
- 第2編―第5章―第3の4 (P. 21) について、「虐待の防止に向けた取組」となっていますが、一時保護の体制の整備や対応職員の研修などは虐待の早期の対応や適切な対応のための対策となっているので、「防止」という表現より「早期対応」や「重篤化の防止」の方が良いのではないかと思います。

## 3 堀田委員

- 本計画は、地域包括ケアの体系化と具体的な問題解決を身近な地域で解決できる仕組みを形成する計画と認識しています。そのためには、①総合相談窓口と問題検討の場づくりの設置が前提条件となります。これは可能かどうかは別として、地区社会福祉協議会（地区社協）レベル、地域包括支援センターレベル、区レベルの各段階に整備が必要です。特に、地区社協レベルの整備が課題です。
- ②地域包括ケアの要点は、専門職の問題の共有化と協働体制づくりです。専門的課題に関しては、住民対応より先行させる必要があります。このことで地域の負担感はかなり軽減されます。
- ③コミュニティソーシャルワーカーの設置が必要です。専門的課題に関しては区役所の地区担当保健師が、地域課題に関しては区社会福祉協議会（区社協）に設置が必要です。行政と民間（社会福祉協議会）が連携してそれぞれ役割を分担して、個別支援と地域支援を推進することなくしては、地域包括ケアの理念だけに終わる危険性があります。
- 今回の計画では年次計画は作成しないということですが、それであるならば、取組の記述の中で段階的な記述が必要だと思います。例えば、「すぐにできること」→現行サービス・制度の適用、活用。「工夫すればできること」→現行サービス、事業の見直し、メンテナンスで対応できること。関係機関のネットワークづくりや専

門職のチーム編成など。これが1~3年くらいのスパンでの対応。そして、「予算化、新規事業化、増員が必要なこと」→新たなニーズへの対応や新たなシステムづくり、それに伴う機構改革や職員の増員・配置など。これを3年の中間見直しを経て、4~5年くらいのスパンで検討するという年次的取組です。

- 特に、地区社協や町内会・自治会に関しては、地区社協に地域特性や取組の格差があることを十分踏まえた上で、本計画の記述が5年後の目標とするのか、1年次からの取組をどの程度求めるのか留意する必要があると思います。私は、現実には地区社協には荷が重い部分がありますが、目指す方向としては間違っていないと思います。市・区社協が本腰を入れて重点的に支援しなければなりません。
- 今回の計画は区レベルまでとなっていますが、市つまり本庁として地域福祉施策をどのように展開していくのか、どこかで触れておく必要があるように思います。それが、「福祉のまちづくり条例」のことと連動するのかとも思います。
- 部分的な修正項目ですが、第2編-第4章-第1の2(P.20)の文末ですが、「必要な指導・援助を行います。」は「必要な支援を行います。」に修正した方が良いと思います。指導は適切ではありません。
- 第2編-第5章-第2の「福祉のまちづくりの推進」(P.21)について、内容はバリアフリー化なので、「バリアフリーの推進」又は「福祉環境の整備」などが適切かと思います。
- 「地域の包括的な支援体制の概念図」及び「地域での見守り活動の流れ図」を作成してみましたので参考にさせていただければと思います。